

パブリック・コメント用

蕨市DV対策及び 困難な問題を抱える女性支援 基本計画（仮称）

（案）



蕨市

第1章 計画の考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 基本的な考え方
- 5 計画の目標
- 6 DV及び女性支援に関する現状

1 計画策定の趣旨

配偶者*からの暴力*（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。DVの被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとなっています。

このような状況を改善するため、令和6（2024）年3月に策定した「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）」では、「暴力の根絶と被害者支援」を基本方針のひとつに位置付け、DV防止とDV被害者の支援への取り組みを進めてまいりました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」が、平成20（2008）年1月に一部改正されたことにより、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めること」や「配偶者暴力相談支援センター*としての機能を果たすようにすること」が市町村の努力義務として規定されました。これを受け、蕨市でも、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針*（以下「DV基本方針」という）」に即し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画*（以下「埼玉県DV防止基本計画」という）」を勘案した、「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（以下「蕨市DV防止基本計画」という）」を平成24（2012）年2月に策定し、この間、DV防止や交際相手からの暴力（以下「デートDV*」という）防止に関する施策およびDV被害者の支援に総合的、計画的に取り組んできました。さらに、平成27（2015）年4月には「蕨市配偶者暴力相談支援センター」事業を開始し、DV被害者の相談や支援を実施してきたところです。

こうした中、女性を巡る問題が多様化、複雑化し様々な困難な問題に直面していることを鑑み、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が令和6（2024）年4月に施行されました。この法律の第8条第3項には、基本方針に則した、都道府県基本計画を勘案した「市町村基本計画」を定めることが努力義務として規定されており、困難な問題を抱える女性への支援計画と「蕨市DV防止基本計画」は政策的な関連性が大きいことから両計画を一体化し、「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定します。

2 計画の性格と位置付け

- (1) 「DV防止法」第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に相当するものです。
- (2) 「女性支援新法」第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。
- (3) 「DV防止法」に基づく「DV基本方針」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「埼玉県DV防止基本計画」の内容を勘案したものです。
- (4) 「女性支援新法」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ同法第8条第1項に基づく「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の内容を勘案したものです。
- (5) 「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例*」第3条第5号及び第7条第3項の趣旨を踏まえたものです。
- (6) 「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）」の下位に位置づける分野別計画であり、計画に掲げる施策と関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」は次のとおりです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までの3年間とします。

※令和 11 (2029) 年度より、男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）後期計画に統合予定



4 基本的な考え方

(1) 計画の対象

「DV防止法」の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚）にある者及び「生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く）」、さらに「離婚や事実上の婚姻関係の解消、生活の本拠を共にする交際をする関係の解消をした相手」からの暴力に限定されていますが、本計画では、デートDVの被害者も支援の対象とします。

また、「女性支援新法」では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える（またはそのおそれのある）女性について対象としています。

のことから、本計画の対象を「DV被害者及び困難な問題を抱える女性」とします。

DVにはさまざまな種類があります

身体的暴力：殴る、蹴る、髪を引っ張る、刃物や凶器を使う、物を投げる等

精神的暴力：大声で怒鳴る、無視する、人格を否定する、メールを細かくチェックする等

性的暴力：性行為を強要する、性行為の動画を無理やり見せる、避妊に協力しない、中絶を強要する等

経済的暴力：生活費を渡さない、働かせない、家計の管理を独占する、お金の使い道を細かくチェックする等

社会的暴力：行動を管理し外部との接触を制限する、会う人や話す人を管理する等

子どもを利用した暴力：子どもに危害を加えると言って脅す、子どもの前で罵倒する等

※子どもの前でDVが行われること（面前DV）は、子どもの心理的虐待にあたります

(2) 施策の推進と視点

「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」、「DV防止法」及び「女性支援新法」の基本的な理念等に基づき、以下のような視点で施策を推進します。

- ① DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないとする認識に立つこと
- ② DVの特性や被害の実態を十分に理解した上で、支援対象者の立場に立ち、支援対象者の意思を尊重した支援に努めること
- ③ 支援対象者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対するDVは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっているため、女性支援対象者を中心とした施策を講じる必要があること
- ④ 女性支援新法第2条が定義する状況に当たる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、複合的に困難な状況に置かれている場合があるという認識を持つこと
- ⑤ DVが行われている家庭では子どもや親族も被害者であり、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待*であるという認識を持つこと
- ⑥ 被害数は少ないものの、男性の被害者も存在することから、男性被害者からの相談や支援にも適切に対応すること
- ⑦ DVの防止のための啓発と支援対象者の支援は行政の責務であること
- ⑧ 庁内及び関係機関や民間団体との連携による支援を強化すること

また、本計画の推進にあたっては、「DV対策庁内連絡会」が中心となり、計画に掲載された施策及び事業に関する担当部署がそれぞれ協力しながら取り組むとともに、「蕨市男女平等行政推進会議*」による推進状況の確認や、必要に応じて、有識者や市民で構成する「蕨市男女共同参画推進委員会*」に意見を求めます。

5 計画の目標

暴力根絶と安心かつ自立して暮らせる まちづくり

6 DV及び女性支援に関する現状

市では、女性の心と生き方相談*及び全庁におけるDV相談のべ相談件数は、令和4（2022）年度に過去最多の798件となっており、このうちDVに関する相談は573件と7割を占めているものの、令和5（2023）年度以降減少傾向にあります（図1）。

一方、「配偶者等からの暴力及び女性の暮らしと困難に関する意識・実態調査*」（以下「市民意識・実態調査」という）の結果では、DV相談窓口の認知度について、約6割が知らない、また、女性の心と生き方相談窓口については約8割が知らないと回答しており、両窓口ともに認知度が低い結果となっています（図2）。さらに、被害を受けた人のうち「相談しなかった」という人の割合が高く、相談したとしても、「家族・親戚」「友人・知人」といった身近な人への相談が高くなっています、支援対象者が市への相談、支援へつながっていない現状が明らかになりました（図3）。

図1 全庁におけるDVに関する相談及び女性の心と生き方相談等の相談件数(市民協働課調べ)

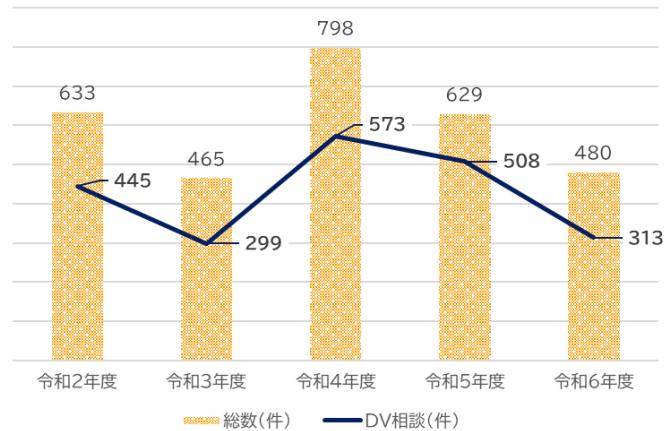


図2 DV相談窓口及び女性の心と生き方相談窓口の認知度

(「蕨市配偶者等からの暴力及び女性の暮らしと困難に関する意識・実態調査」より)

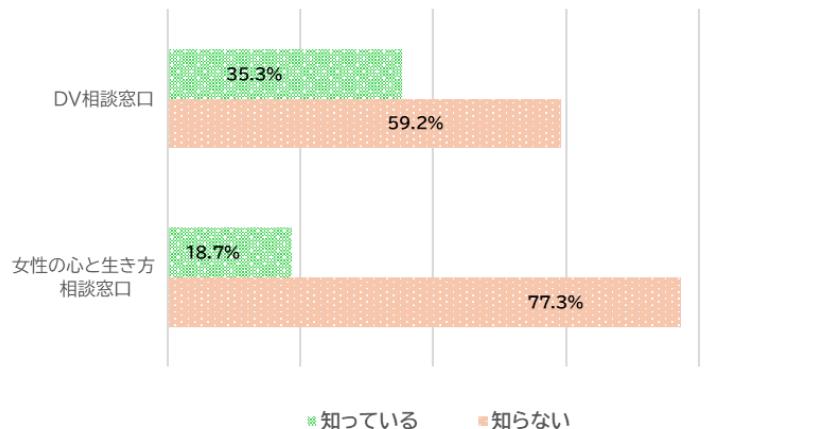
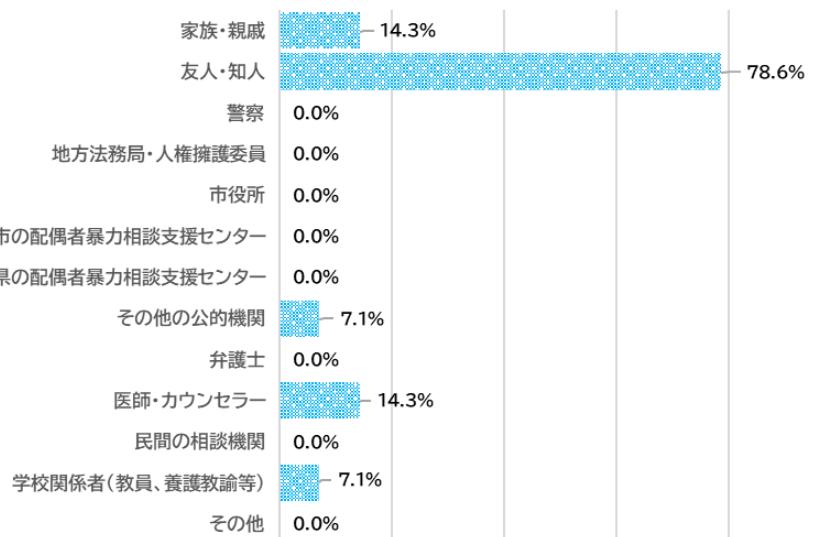


図3 相談した人(場所)

(「蕨市配偶者等からの暴力及び女性の暮らしと困難に関する意識・実態調査」より)



第2章 計画の体系と内容

- 1 計画の体系
- 2 基本目標と施策

1 計画の体系

基 本 目 標	施 策
基本目標1 暴力根絶と女性の人権尊重を目指す教育及び意識啓発	1 暴力根絶のための意識啓発と理解の促進 2 暴力根絶のための教育の充実
基本目標2 支援対象者の早期発見及び相談体制の充実	1 早期発見のための体制づくり 2 相談体制の強化及び充実
基本目標3 支援対象者の安全確保と自立支援	1 支援対象者の安全確保 2 支援対象者に寄り添った自立支援
基本目標4 関係機関との連携強化及び体制の充実	1 関係機関・地域との連携強化 2 庁内体制の整備・強化

事 業 及 び 取 り 組 み
(1) 様々な広報媒体やDV防止啓発資料等を活用した啓発
(2) DV防止の学習機会の提供
(1) 学校等における人権教育・男女平等教育の推進
(2) 人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育の推進
(1) 通報の意義と必要性の周知
(2) 蕨市配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知
(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制及び連携の充実
(2) 多様な支援対象者からの相談に対する配慮
(3) 相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施
(4) 男性のDV被害者に対する相談の実施
(5) 加害者の相談及び更生に関する対策の検討
(1) 相談時における安全確保のためのワンストップサービスの実施
(2) 支援対象者の保護及び緊急的な一時避難への対応
(3) 保護命令制度の利用助言
(4) 加害者からの追及に対する対応
(5) 支援対象者に関する情報保護の徹底
(1) 支援対象者の個別の状況に応じた適切な情報提供及び支援
(2) 支援対象者の精神面への支援
(3) 同伴児童等への支援
(4) 支援等の継続
(1) 支援調整会議の設置
(2) 「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化
(3) 警察等の関係機関や他市区町村等との連携の強化
(1) 「DV対策庁内連絡会」による庁内連携の強化

2 基本目標と施策

基本目標1 暴力根絶と女性の人権尊重を目指す教育及び意識啓発

現状と課題

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。警察庁の統計によると、令和5（2023）年度中に配偶者（内縁関係も含む）からの暴力事案等の相談件数は88,619件でDV防止法施行後最多となっており、そのうちの63,935件（72.1%）は女性が被害者となっています。

蕨市が令和7（2025）年6月に行った「市民意識・実態調査」では、女性の10人に1人、男性の20人に1人が、配偶者から「身体的暴力」「精神的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」「子どもを利用した暴力」のいずれかの暴力を受けたことがあると答えており、これら5つの種類別の被害経験は、どれも女性の被害が男性を上回っています。また、繰り返し被害を受けていることを表す「何度もあった」と答えた方は、「身体的暴力」では、女性が4.1%、男性0%、「精神的暴力」では、女性が10.1%、男性2.2%、「経済的暴力」では、女性が3.4%、男性0%、「性的暴力」では、男女ともに0%、「子どもを利用した暴力」では、女性が1.4%、男性0%と「精神的暴力」の被害経験が最も高いという結果になりました。女性に対する暴力の背景には、女性差別を根底とした男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識*など、社会構造的な問題が背景にあると言われています。

このような被害の実態があるにもかかわらず、DVへの理解はいまだ十分ではありません。「市民意識・実態調査」によると、配偶者間の暴力と認識される行為について、「こぶしで殴る」「身体を傷つける可能性のあるもので殴る、投げつける」「刃物などを突きつけて脅す」は、全体で約85%以上が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識していますが、「大声でどなる」「何を言っても長時間無視し続ける」を「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、全体で60%以下となっています。調査結果が示すように、身体的な行為が暴力であるという認識は高いのですが、精神的に追い詰める行為なども暴力であるとの認識は低いのが現状です。

暴力は重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないことであるという正しい知識を学び、男女の人権を尊重し、理解が深まるよう意識啓発や教育を進めていく必要があります。特に、DVなど家庭の中で起こる暴力は、暴力のある環境で育つ子どもが、問題の解決手段に暴力を用いるなど、暴力を容認することを無意識のうちに学習することで、世代間の連鎖を生むとも言われていることから、保護者をはじめ、学校や

地域に向けても広く啓発していくことが重要です。また、若年層の間でおこるデートDVについても、デートDVを未然に防ぐための啓発や教育の充実を図るとともに、教職員等の理解を促進していく必要があります。蕨市が令和7（2025）年5月に行った「デートDVについての意識・実態調査*」では、「DV」「デートDV」を両方知っていたと答えた方は26.1%で、これまでも、蕨市DV防止基本計画（第3次）に基づき、あらゆる機会や方法により、DV防止の啓発や教育に努めてきましたが、さらに、困難な問題を抱える女性に関する理解を促進するとともに、支援施策の周知を図るため、啓発活動や学習機会の提供に努めます。

施 策

1 暴力根絶のための意識啓発と理解の促進

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	様々な広報媒体やDV防止啓発資料等を活用した啓発	市ホームページやDV防止啓発資料（DV防止パンフレット、デートDV防止ハンドブック等）での継続的な啓発をはじめ、男女共同参画啓発紙「パートナー」*や広報蕨、ケーブルテレビ、SNSなどを活用した啓発を進めるとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）期間をはじめ、「男女共同参画週間」（6月23日～6月30日）、「人権週間」などの期間に合わせた啓発活動を行い、市民の理解を深めます。	市民協働課 秘書広報課 コミュニティ・センター 生涯学習スポーツ課 公民館
(2)	DV防止の学習機会の提供	DV（デートDVを含む）防止及び理解のための講座（生涯学習まちづくり出前講座を含む）や講演会、パネル展、DV防止関連図書及び資料展示等を実施するとともに、公民館で行われている家庭教育学級や高齢者学級などでもDVの防止や理解を促進する内容を積極的に取り入れることにより、家庭や地域におけるDVの防止及び理解を進めます。また、マンガを用いた「デートDV防止啓発ハンドブック」を成年式で配布するとともに、若年層に向けた効果的な媒体等を利用した啓発手法で、デートDV予防に努めます。	市民協働課 生涯学習スポーツ課 公民館 図書館

2 暴力根絶のための教育の充実

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	学校等における人権教育・男女平等教育の推進	男女がお互いの人権を尊重する「人権教育」と、DVの背景にある女性差別や固定的性別役割分担の意識を是正する「男女平等教育」を、児童・生徒の発達段階に応じて進めます。また、「デートDV防止啓発ハンドブック」を保健学習等で活用してもらうため市内公立中学校生徒に配布するなど、こどもや若年層へ向けて人権教育及び男女平等教育の一環としてデートDV防止の教育を進めます。さらに、こどもや保護者と接する教職員や保育士等についても、DVやデートDVについて理解することが重要なことから、研修の開催や啓発資料の配布などを進めます。	市民協働課 学校教育課
(2)	人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育の推進	子育て中の各家庭において、人権の尊重や男女共同参画の視点に立った家庭教育が日常生活の中で行われるよう、保護者に対する学習の啓発を推進していきます。併せて、同様の視点に立った学校での生徒指導や、保育園、留守家庭児童指導室での生活指導を日常的に行います。	市民協働課 子ども未来課 保育園 学校教育課 生涯学習スポーツ課 公民館

基本目標2 支援対象者の早期発見及び相談体制の充実

現状と課題

DVや困難な問題を抱える女性は、本人が自ら気づきにくい場合や、支援を求めることが難しい状況にある場合も多く、潜在化しやすい傾向にあります。そのため、通報などによる早期発見が重要です。多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱えた支援対象者を早期に把握し、本人の意思を尊重した上で、支援につなげる必要があります。

「市民意識・実態調査」において、（自認する性が）女性の36.5%が「悩みや困りごとがある」と回答しており、その主な内容としては、「経済（家計、借金、相続など）」と「健康、病気、からだ」となっています。また、「配偶者暴力相談支援センター」窓口を知っていると答えた方は、全体の35.3%、「女性の心と生き方相談」窓口を知っていると答えた方は、全体の18.7%となっております。

DV相談については、平日の週3日間は蕨市配偶者暴力相談支援センター女性相談支援員、その他の平日は市民協働課職員が対応し、また、女性カウンセラーによる「女性の心と生き方相談」において、支援対象者の継続的なカウンセリングを実施しています。そのほか、子育て相談や家庭児童相談、教育相談等から被害が発覚し、相談へつながる場合もあります。

一人でも多くの支援対象者が適切な相談先につながり、必要な情報提供及び支援が受けられるよう、蕨市配偶者暴力相談支援センターをはじめとした相談先の周知を徹底することが必要となります。特に、通常の情報提供では情報の届きにくい、外国人や高齢者、障害者等については一層の配慮が必要です。

また、「女性の心と生き方相談」のほか「法律相談」や「人権相談」など、本人の意思を尊重した上で情報や問題を共有化し適切な支援につながるよう、連携を強化する必要があります。さらに、支援対象者の置かれている状況は、DV被害者や性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事業により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）など多様です。どのような支援を望んでいるかについても、それぞれ違うことから、支援対象者の心身の状況及び置かれている環境等を十分に踏まえ、切れ目のない支援を行うために、女性相談支援員や職員への研修を実施し、資質向上に努めるとともに、包括的かつ継続的な相談体制の連携体制が必要となります。

施 策

1 早期発見のための体制づくり

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	通報の意義と必要性の周知	市民や医療関係者及び民生委員・児童委員などの福祉関係者、またはこどもや支援対象者である保護者と接する機会の多い教職員や保育士、留守家庭児童指導室の指導員等に対して、早期発見や情報提供等の重要性についての理解が進むよう周知を図ります。	市民協働課 福祉総務課 子ども未来課 保育園 学校教育課
(2)	蕨市配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知	市ホームページやDV防止啓発資料（DV防止パンフレット、デートDV防止ハンドブック）での継続的な情報提供をはじめ、男女共同参画啓発紙「パートナー」や広報蕨、ケーブルテレビ、SNSなどを活用し、相談窓口及び相談機関について情報提供を進めます。また、外国人の支援対象者は言葉や文化の違いが障壁となりやすいため、相談窓口に繋がるよう県のSNS等を活用した窓口の周知を図ります。	市民協働課 秘書広報課

2 相談体制の強化及び充実

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制及び連携の充実	蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制を確実に機能させるために、DV対策庁内マニュアルにより、庁内各課の連携の強化を図ります。また、「女性の心と生き方相談」や、弁護士や司法書士による「法律相談」や「登記・法律相談」などで相談内容について、支援対象者の意思を尊重した上で、情報や問題を共有化し、連携することで、相談体制の強化及び充実を図ります。	市民協働課 関係各課
(2)	多様な支援対象者からの相談に対する配慮	こどものいる場合や貧困女性、高齢者、障害者等からの相談に対しては、複合的に困難な状況に置かれている場合が多いことを認識し、一人ひとり状況に応じた支援を円滑に進めます。また、外国語通訳を必要とする相談については、県や民間支援団体等との連携による対応を行います。	市民協働課 子ども未来課 保健センター 生活支援課 健康長寿課 福祉総務課 関係各課
(3)	相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施	相談を担当する女性相談支援員や市職員については県などが主催する研修等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。また、各課による適切な支援及び二次被害防止のため市職員に対する研修を実施します。	市民協働課 人事課 関係各課
(4)	男性のDV被害者に対する相談の実施	数は少ないものの、支援の必要のある男性被害者も存在することから、電話等による相談を実施します。	市民協働課
(5)	加害者の相談及び更生に関する対策の検討	加害者からの相談の対応をはじめ加害者の更生に向けた取り組みの重要性を認識し、調査・研究を進めていきます。	市民協働課

基本目標3 支援対象者の安全確保と自立支援

現状と課題

「市民意識・実態調査」では、配偶者から何らかの暴力を受けたことがある人のうち、女性の2人に1人、男性の5人に1人が「恐怖心を感じたことがある」と答え、女性の10人に1人、男性の15人に1人が「命の危険を感じたことがある」と答えています。

支援対象者からの相談を受けた時点から、何よりも優先させなければならないのは安全確保です。特に身体的暴力が激しい場合や、加害者の追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携した安全確保に努めなければなりません。

また、困難な問題を抱えた女性や同伴する家族についても、状況により安全確保が必要です。

相談を受けている間はもちろんのこと、保護施設への入所時にも支援対象者に同行するなど、常に安全確保に努めることが重要です。

一時保護を必要としない場合でも、支援対象者の安全が脅かされることのないよう、警察への相談や保護命令制度*に関する情報提供など、適切な助言をすることが必要です。

また、支援対象者に関する情報の保護や管理にも細心の注意を払う必要があります。支援対象者が加害者のもとから離れ、避難した場合に、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付、関係各課での手続きなどから避難先が加害者に知られることのないよう、情報の保護を徹底しなければなりません。支援対象者に子どもがいる場合には、子どもに関する手続きについても情報の管理を徹底することが大切です。

支援対象者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を始めるためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケア、ひとり親家庭に対する支援制度などの支援が必要になります。支援対象者の状況は多様であるため、それぞれの状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施策や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

施 策

1 支援対象者の安全確保

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	相談時における安全確保のためのワンストップサービス*の実施	支援対象者が相談のために来庁した際に加害者の目に触れることがないよう十分に配慮し、相談や各種手続きを1カ所で行うワンストップサービスにより安全確保を図ります。	市民協働課 関係各課
(2)	支援対象者の保護及び緊急的な一時避難への対応	面接相談により支援対象者が一時保護を希望し、保護が必要と判断した場合には県や警察と連携し、一時保護施設へ入所することで、安全確保を図ります。事情により、一時保護が受けられない場合は、支援対象者の状況に応じて、高齢者や障害者支援等の各施策に基づく避難先や協定を締結した安全な緊急一時避難先（ホテル避難）等、適切な避難への対応をします。	市民協働課 子ども未来課 健康長寿課 福祉総務課 生活支援課
(3)	保護命令制度の利用助言	支援対象者に対し、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け、加害者の追及の恐れがある場合に利用できる、保護命令制度についての情報提供と助言を行います。	市民協働課
(4)	加害者からの追及に対する対応	加害者からの追及に対しては、DV対策庁内マニュアルにより、各課窓口での対応に細心の注意を払うとともに、加害者からの追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携して安全確保に努めます。	市民協働課 関係各課
(5)	支援対象者に関する情報保護の徹底	支援対象者及び同伴児童等の個々の事情に配慮し、情報保護の徹底について、全庁的に取り組みます。また、住民基本台帳支援措置の申出を受け、面接相談の結果、措置の必要性があると判断した場合に、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を制限して、支援対象者の情報の保護を図ります。	市民協働課 市民課 関係各課

2 支援対象者に寄り添った自立支援

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	支援対象者の個別の状況に応じた適切な情報提供及び支援	<p>支援対象者の自立に向けたきめ細やかな支援を図るため、個別の状況に応じた適切な情報提供や支援を行います。</p> <p>経済的基盤の確立のために、生活に困窮する支援対象者に対しては生活保護法に基づいた支援、就業を希望する支援対象者には、ハローワークでの求職活動や埼玉県女性キャリアセンターでの就労相談、その他、ひとり親に関する各種制度や年金の免除等について助言します。また、加害者から避難した支援対象者には、県営住宅の入居や支援対象者の個人情報の保護に関すること等について助言します。</p>	市民協働課 関係各課
(2)	支援対象者の精神面への支援	「女性の心と生き方相談」でのカウンセリングにより、継続的な精神面への支援を行います。また、支援対象者の精神保健に関する相談・支援については、保健センター、支援機関、医療機関等の連携により取り組みます。さらに、こどもに関するあらゆる相談については、こども家庭センターや教育センターでの相談、県や民間団体が主催する心理教育プログラム等へ繋げます。	市民協働課 子ども未来課 保健センター 学校教育課
(3)	同伴児童等への支援	同伴する子どもの就学や保育園の入園、留守家庭児童指導室への入所、子育て支援サービスなどについて一人ひとりの状況に応じた弾力的な運用を進めます。また、DVの目撃による心理的虐待や子どもに対する直接の身体的虐待などの児童虐待について、関係機関との連携により適切な対応を図るとともに、心理的に大きな傷を負っている子どもの心のケアを行います。	市民協働課 子ども未来課 学校教育課
(4)	支援等の継続	生活に関する困難や精神的な不安やPTSD*など支援対象者の状況に応じて、意思を尊重した上で、切れ目のない継続的な支援を図っていきます。	市民協働課 関係各課

基本目標4 関係機関との連携強化及び体制の充実

現状と課題

DV被害者や困難な問題を抱えた女性への支援には、関係機関及び関係各課が相互に連携協力した体制づくりが必要です。蕨市では、「DV対策庁内連絡会」を設置し、配偶者暴力相談支援センターを中心に、庁内関係各課の連携強化を図っています。また、他市区町村から避難してきた支援対象者又は他市区町村へ避難する支援対象者への支援や引継ぎを適切に行うとともに、様々な問題や不安を抱えた女性に適切な支援がなされるよう民間団体との連携による支援体制の構築について進めていく必要があります。

施 策

1 関係機関・地域との連携強化

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	支援調整会議の設置	DV対策庁内連絡会や要保護児童対策地域協議会等と連携を図るとともに、困難な問題を抱える女性への支援を行うために、支援調整会議の設置について検討を進めます。	市民協働課 関係各課
(2)	「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	DVと児童虐待が家庭内で同時に行われている場合もあることから、支援対象者の早期発見・早期介入のため、要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化を図ります。	市民協働課 子ども未来課 関係各課
(3)	警察等の関係機関や他市区町村等との連携の強化	支援対象者の安全を図るための警察の支援について理解し、相互に連携協力した支援を行います。また、避難に関する他市区町村との適切な引継ぎを行い、さらに、民間団体等の関係機関と連携し、支援対象者のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。	市民協働課 関係各課

2 庁内体制の整備・強化

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	「DV対策庁内連絡会」による庁内連携の強化	DV相談または支援に関係する課の担当者による「DV対策庁内連絡会」を開催し、支援事例の共有や対応の課題、改善策の検討など必要に応じて関係各課と連携を図り、個々の状況に応じた適切な支援を実施します。	市民協働課 関係各課